

(7) 健康危機への対応

健康危機に備えて

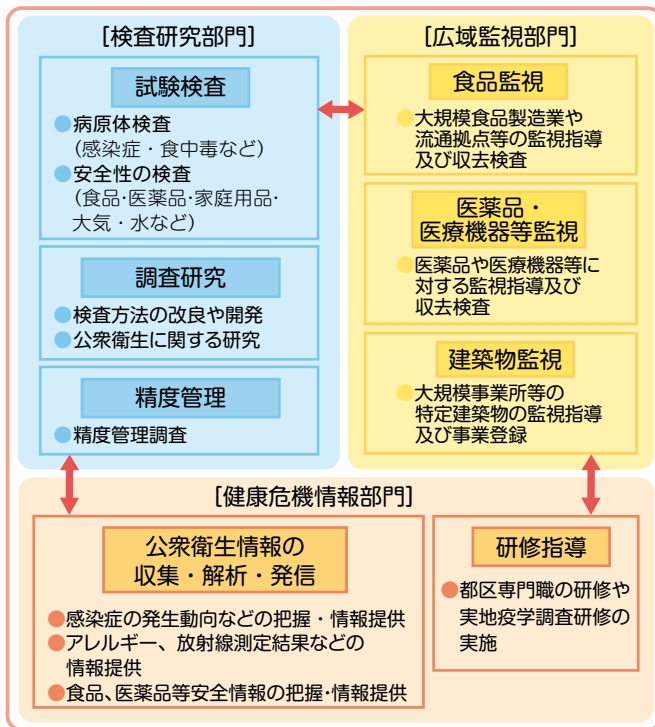
新型インフルエンザ、エボラ出血熱やデング熱などの新興・再興感染症等の脅威、若者を中心とした危険ドラッグの乱用、食中毒や食品の不適正表示など、近年、都民の健康と安全に関する問題が次々と発生しています。

食品・医薬品・生活環境・飲用水等の平常時の安全性確保対策とともに、健康危機管理の強化により、多様化する健康危機から都民を守ります。

健康安全研究センター

健康危機に対応した都の様々な施策を科学的・技術的に支えており、検査研究部門、広域監視部門及び健康危機情報部門が密接に連携し、右のような業務を行っています。

都民の生命と健康を守るため、健康危機全般にわたる情報を一元的に収集・解析・発信するとともに、健康危機発生時に迅速かつ機動的に対応可能な危機管理体制を確保しています。



感染症対策

国際化の進展とともに、これまで国内での発生がない新たな感染症の発生リスクが高くなっており、こうした感染症の脅威に的確に対応するための対策の強化が必要です。

新型インフルエンザなど新たな感染症が発生した際に、病原性にかかわらず迅速かつ的確に対応するため、医療体制の充実や情報ネットワークの構築に取り組みます。

感染症発生動向調査

感染症発生状況等の情報を、保健所・都・国を結ぶオンラインシステムにより迅速に収集・解析し、その結果を都民及び医療関係者などへ提供・公開します。

感染症指定医療機関

エボラ出血熱などの一類感染症に対応可能な病院を3か所、SARSなどの二類感染症に対応可能な病院を10か所指定しています。

医療費の公費負担

入院の勧告又は措置により感染症指定医療機関で医療を受けた一類又は二類感染症などの患者の入院医療費を負担します。

感染症健康危機管理情報ネットワーク

都、保健所、感染症指定医療機関、アジア大都市等による情報ネットワークを構築し、迅速な情報の共有化を図るとともに、集約した情報を基に適切な感染拡大防止策を講じます。

蚊媒介感染症対策

輸送手段の発達等による流行国からの病原体の侵入や、地球温暖化等による蚊の生息域拡大などにより、デング熱やジカウイルス感染症など蚊が媒介する感染症の流行が懸念されており、蚊の発生を抑制するため、施設管理者や都民への情報提供、普及啓発のほか、蚊の生息調査及びウイルス等保有調査を実施しています。

また、検査・医療体制の整備や発生時における調査、蚊の駆除等の実施体制を整えています。

一類感染症等対策

患者発生時における感染症指定医療機関への搬送体制を整備するとともに、搬送スタッフや指定医療機関の従事者の感染防護具の充実、定期的な訓練の実施により、発生時の体制を強化しています。

都民等への感染症対策の普及啓発

感染症全般に係る正しい知識を持ち、適切な対応がとれるよう、海外旅行者や外国人入国者に啓発用パンフレットを配布するとともに企業等における取組を支援するため、研修資料の提供などを行います。

また、医療機関においても、職員への感染防止対策の徹底を図ります。

HP <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/kansen/tagengoguide.files/tagengoguide-mihiraki.pdf>



東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会に向けた感染症対策

東京 2020 大会の開催に向けて、関係機関と連携しながらサーベイランスや疫学調査等の感染症対策を強化し、対処要領の策定等を実施していきます。

アジア感染症対策プロジェクト

アジア感染症対策プロジェクト会議や人材育成研修、感染症情報ネットワークシステムを通じて、アジア大都市の行政機関・医療機関・研究機関などの医師・研究者が、感染症対策や公衆衛生ノウハウなどの情報交換を行います。

また、プロジェクトの参加都市間において、共通する感染症の課題を共同で研究し、各都市の対策に活用します。平成 27 年度からは、HIV/エイズ対策をテーマとして共同調査研究を実施しています。

さらに、専門職を参加都市に派遣し、日本では症例の少ない感染症等についての対応策を学び、それらの感染症が都内で発生した際の対応力の強化に役立ちます。

感染症救急搬送サーベイランス

東京消防庁の救急情報分析管理システムのデータ提

供を受け、救急搬送時の症状等の情報を迅速に収集・解析します。

解析結果を受けて、異常な事態を探知した場合に、保健所等で地図システムを活用し、発生場所・他地域での発生状況等を確認し、医療機関に速やかに情報提供する体制を整備しています。

新型インフルエンザ等対策

○新型インフルエンザ等対策行動計画

新型インフルエンザや同様の影響を及ぼすおそれのある新感染症の発生に備え、平成 25 年 4 月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、都はこれまでの行動計画を見直した「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成 25 年 11 月に策定し、発生情報の早期把握、地域保健医療体制の強化、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄など、健康危機管理の観点から対策を行っています。

○新型インフルエンザ等発生時における地域保健医療体制の強化

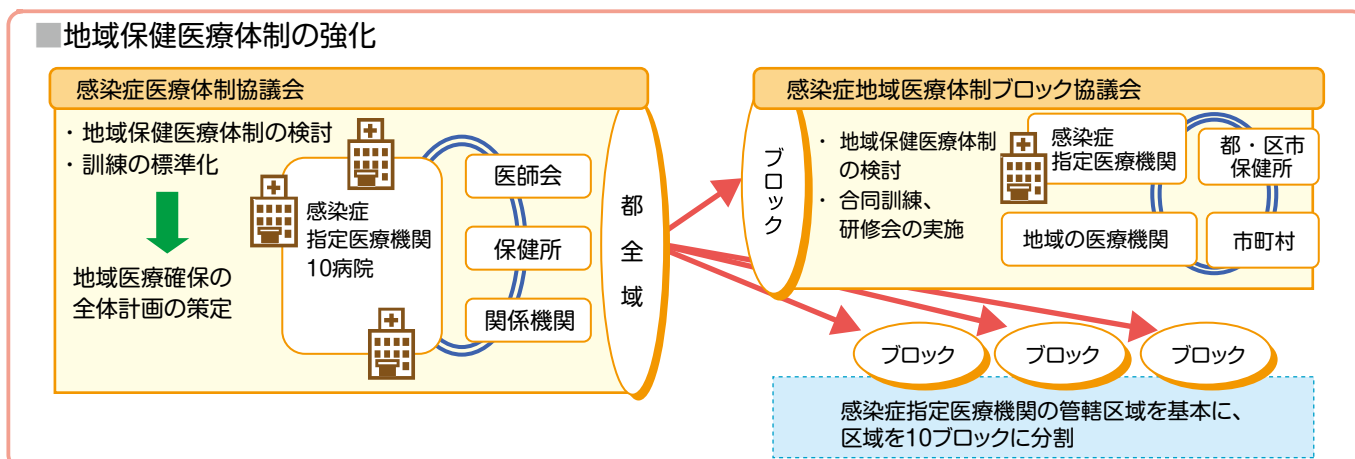
病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に、外来・入院医療機関の確保、抗インフルエンザウイルス薬や個人防護具等の医療資器材の備蓄、サーベイランス体制の充実などの取組を進めています。また、平成 21 年の新型インフルエンザ (A/H1N1) 発生時の対応を踏まえ、病原性の低い新型インフルエンザが発生した際にも柔軟な対応がとれるよう、地域保健医療体制を強化します。

○基礎研究の推進

公益財団法人東京都医学総合研究所において、新型インフルエンザやデング熱に対する感染予防効果の高いワクチンや、新型インフルエンザに対する有効な治療薬の開発につながる基礎研究を推進します。

○地域保健医療体制の強化

保健所や医師会等の関係機関と連携し、発生段階に応じた地域保健医療体制の強化を図ります。都レベルでは「感染症医療体制協議会」を設置し、地域医療確



保の全体計画の策定を行っています。より身近な地域レベルでは、感染症指定医療機関の管轄区域を基本とした10か所のブロックごとに「感染症地域医療体制ブロック協議会」を設置し地域の実情に合わせた保健医療体制の確保を図っていきます。

○医療機関の確保

都内発生早期において、感染が疑われる患者を確定診断までの間受け入れる感染症診療協力医療機関と、都内感染期において、新型インフルエンザ等の患者に対する入院医療を提供する感染症入院医療機関を確保しています。

○医薬品・医療資器材の確保

抗インフルエンザウイルス薬や患者と濃厚に接触する医療従事者・防疫業務従事者の感染を防ぐための個人防護具等の医療資器材を備蓄しています。

○都民に対する情報提供

新型インフルエンザ等発生時の混乱を回避するため、都民や医療従事者等に対し、新型インフルエンザ等に関する正しい知識や対応方法等の普及啓発活動を行っています。

結核対策

事業者や区市町村などが実施する結核の定期の健康診断・予防接種に加え、患者に対する療養支援や医療費の公費負担、患者の家族等接触者に対する健康診断など、法律に基づいた対策を実施しています。

また、結核発生動向を迅速に収集・解析し、その結果を都民や医療関係者などに公表するとともに、結核に関する正しい知識の普及に努めています。

結核地域医療ネットワーク推進事業

地域連携パスノート（※）を用いた結核医療ネットワークを都内全域に展開し、保健所・医療機関・薬局などが一体となって、結核患者の発病から治癒まで、DOTS（直接服薬確認療法）を推進し、治療を中断しないよう支援する体制を確立します。

※結核患者の治療状況等の情報を関係機関が記録し、共有することにより、退院後も確実に服薬が続けられるよう支援するためのツール

性感染症対策

都保健所では、HIV、クラミジア、梅毒、淋菌感染症及びHTLV-1検査を希望者に実施しています。

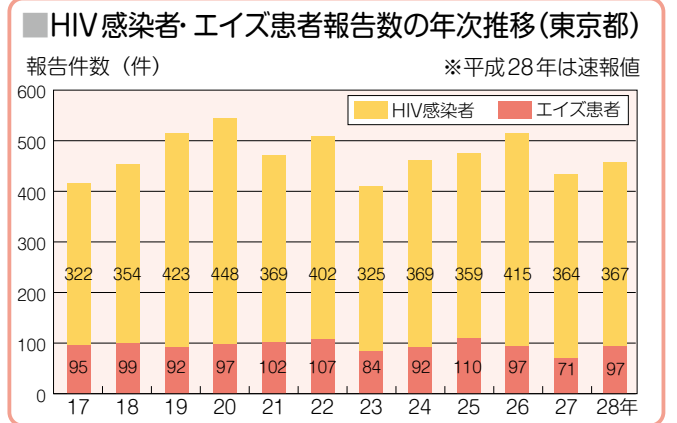
また、感染症発生動向調査により患者の発生状況を把握しています。

HIV/エイズ対策

都内の保健所や、「東京都 HIV/エイズ電話相談」で HIV/エイズについての相談を実施するとともに、保

健所や東京都南新宿検査・相談室（平日夜間、土日に通常検査を実施）、東京都多摩地域検査・相談室（土曜日に即日検査を実施）で、HIV検査（匿名・無料）を実施しています。

また、若者がエイズについて主体的に学び、交流する機会を提供するとともに、職域向けにパンフレットの配布及び講演会を実施するなど、対象の特性に合った予防啓発に取り組んでいます。加えて、エイズ診療協力病院の確保及び連携、医療従事者向け講習会の実施、エイズ専門相談員の派遣による患者の療養生活の支援を行っています。



ノロウイルス対策

集団発生事例の疫学的研究、迅速検査法の活用、施設や学校での対策の普及啓発等により、感染予防に努めます。

ハンセン病対策

ハンセン病に関する正しい知識の普及に努めるとともに、家族への生活援助など東京都出身のハンセン病療養所入所者への支援を行っています。

食品の安全

都は、東京都食品安全条例に基づき、「食品安全推進計画」を策定し、生産から消費に至るまでの食品の安全確保に向けた様々な施策を総合的・計画的に推進しています。

東京都食品安全条例

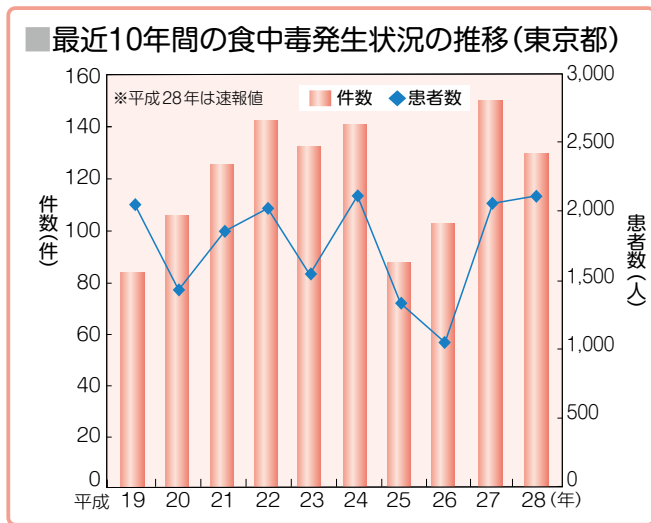
食品の安全確保に向けた基本的な方向性を示すとともに、東京の地域特性を踏まえ、都独自の健康への悪影響の未然防止策を盛り込んでいます。

食品安全推進計画

オリンピック・パラリンピックの開催も見据えて、平成27年度から6か年の期間に取り組む食品の安全確保に向けた施策（基本施策・重点施策）を示しています。

食中毒対策

飲食店などを対象に衛生指導や衛生知識の普及啓発を行っています。また、食中毒発生時には、患者や関係施設の検査などにより発生原因を究明し、被害の拡大防止や再発防止に努めています。



食品等の監視・検査

東京の地域特性を踏まえ、「食品衛生監視指導計画」を毎年度策定し、製造・流通・販売の各段階で監視・取去検査を行っています。また、輸入食品対策を「食品衛生監視指導計画」における重点事業の一つとして位置づけ、流通状況や海外情報を踏まえた効率的な抜き取り検査、新たな検査法の研究開発、輸入事業者の自主管理の推進等に取り組んでいます。

営業施設の許可・監視指導

食品営業施設の許可事務を行うとともに、許可施設に立ち入り、衛生管理状況の監視指導、営業者に対する衛生教育などを行っています。

食品表示の適正化

食品の安全性や品質、栄養に関する表示基準を規定する食品表示法や、原料原産地表示などを定めた東京都消費生活条例、米トレーサビリティ法、健康増進法などの法令に基づいて食品表示の検査や監視指導を実施しています。

また、食品事業者に対して正しい知識と情報を提供するため、新しい食品表示制度の普及啓発や適正表示推進者の育成を行っています。

自主回収報告制度

食品製造事業者などが自ら食品衛生法違反などに気付く、その食品の自主回収を行う場合に都への報告を義務付け、都がその情報を都民に提供します。

食品衛生自主管理認証制度

食品関係施設が取り組む自主的な衛生管理を積極的

に評価する制度です。各施設の衛生管理の方法について、都が指定した第三者機関が審査し、都が定める基準を満たしていると認められる施設を申請により認証し、広く都民に公表します。

本制度の活用を推進するため、チェーン店の衛生管理を認証する仕組み、既にISO等の国際規格等の認証を受けている施設を認証する仕組み及び認証取得前の取組から段階的に評価する仕組みを導入し、普及拡大を図っています。

食品安全審議会

都民や事業者、学識経験者により構成される知事の附属機関として、食品安全推進計画など、都における食品の安全確保に関する施策を審議します。

食品安全情報の提供

食の安全に関する正しい情報を共有するため、消費者・事業者・行政が食の安全について意見交換等を行う「食の安全都民フォーラム」を開催するとともに、食品等に関する話題を提供する電子メールマガジン「食薬eマガジン」を発行しています。

また、都民への食品安全に関する情報提供機能の向上を図るため、食品安全情報サイト「食品衛生の窓」をはじめとするホームページでの情報提供を行っています。

食品安全情報の世界への発信

東京を訪れる人が安心して食を楽しめるよう、都や事業者の食の安全に関する取組等を世界に向け情報発信するとともに、飲食店等が外国人客に対してアレルギーの原因食品の情報を適切に提供できるよう支援しています。

健康食品対策

健康食品による健康被害の未然防止・拡大防止のため、表示や医薬品成分の検査、取扱事業者向け講習会、医療機関と連携した健康被害情報の収集を実施しています。

食品安全情報評価委員会

都民や学識経験者により構成され、食品等の安全性に関する情報の収集・分析・評価を行います。

医薬品等の安全

医薬品や化粧品は、私たちの健康や生活に密着した不可欠なものです。都では、医薬品等について製造から使用に至るまでいろいろな視点から品質、有効性、安全性の確保に取り組んでいます。一方、麻薬や覚醒剤などの乱用は、健康を害することになり、非常に危険です。さらに、次々と出回る新たな危険ドラッグの

乱用も懸念されているため、これらの薬物に対する指導取締りや乱用防止啓発の充実など、総合的な対策を一層強化します。

医薬品等の承認・審査

都民に提供される医薬品及び医薬部外品の品質、有効性、安全性を確認するため、品目の承認・審査を行っています。

事業者の許可

医薬品等が適正な品質管理・安全管理の下で製造され、流通されるよう、製造販売業・製造業等の事業者の許可を行っています。

事業者に対する監視指導

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売等を行っている事業者への立入調査（製品の品質確認のための製造所調査、副作用報告や安全確保措置確認のための事務所調査）を行っています。

違反品等の指導取締り

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく許認可を取得していない違反品について、指導取締りを行っています。健康食品については、医薬品成分が含有されていないか調査するため、買上げによる成分検査を実施しています。

また、危険ドラッグに関しては、ビッグデータ解析

やサイバー薬事監視等により、国内外での流行動向を把握し、買上げによる成分検査を実施するなど、速やかな規制につなげる体制整備を行い、違反品の販売中止措置等による市場からの排除に努めています。

（健康安全研究センター、福祉保健局健康安全部薬務課）

医薬品等の広告監視

テレビや雑誌、インターネットなどによる医薬品等の広告が虚偽誇大にならないよう、監視指導を実施しています。また、広告を行おうとする事業者に対して相談指導を行っています。

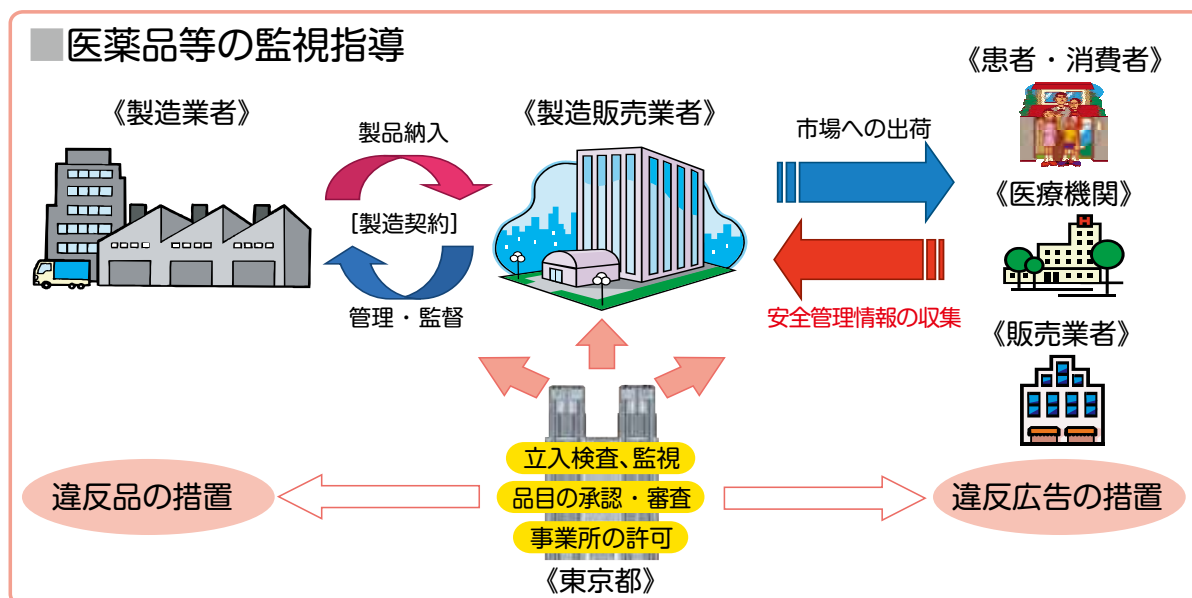
身近な健康相談の支援

都民が地域の身近な薬局を活用して、医薬品や健康に関する不安を解消できるよう、手軽に薬局を検索できるホームページ、携帯電話サイトを提供しています。

薬物乱用防止の啓発等

薬物乱用防止を図るポスター・標語の募集、薬物専門講師の養成、各種啓発資材の配布、専用サイトを活用した動画配信や危険性に関する情報提供による普及啓発のほか、麻薬中毒者相談員等による相談指導を行っています。

また、麻薬・向精神薬等取扱者の立入調査、不正な大麻・けしの抜去などの指導取締りを行っています。



生活環境に起因する健康影響への対応

大気汚染や室内環境、食品や食器に含まれる化学物質などが健康に与える影響が懸念されています。健康影響を未然に防ぐため、各種の保健施策、調査研究を実施しています。

医療費の助成

大気汚染の影響を受けると推定される疾病である、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫、慢性気管支炎に罹患している18歳未満の方で、都内に引き続き1年（3歳未満は6か月）以上住所を有するなど一定の要件を満たしている方に対して、医療費を助成しています。

また、生年月日が、平成9年4月1日以前で、有効な医療券を持っている方を対象として、医療費を助成しています。

化学物質等ばく露量の調査

化学物質等による人へのばく露は食事が主要な経路の一つと考えられています。ダイオキシン類・重金属・放射性物質等について、一日の食事からの摂取量を調査し、健康被害の未然防止を図っています。

シックハウスの対策

住居など建築物内の化学物質等に関する相談が多く寄せられているため、住まいの化学物質等についての相談や情報提供を行い、室内環境の向上を図っています。

大気汚染等の健康影響調査

大気汚染による健康影響についての調査研究や光化学スモッグによると思われる健康被害の発生状況の調査などを行っています。

アスベストの健康相談

都内の保健所では、アスベストが原因と思われる健康障害に関する健康相談を行っています。

また、関係局が連携し、アスベストに関する最新の情報をホームページで提供しています。

アレルギー疾患対策

アレルギー疾患に関する調査研究やホームページでの情報提供、患者・家族からの相談対応のほか、都民向け講演会を開催しています。

シックハウス：

住宅等において、建材等に含まれる化学物質やカビ・ダニアレルギーなどに起因する眼・鼻・皮膚への刺激症状やめまい・頭痛などの健康被害の総称

食物アレルギーについては、パンフレットやホームページによる情報提供や、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を保育所等に配布するとともに、関係機関の職員を対象に研修も実施し、正しい知識の普及と対応の強化に努めています。

総合的な花粉症予防

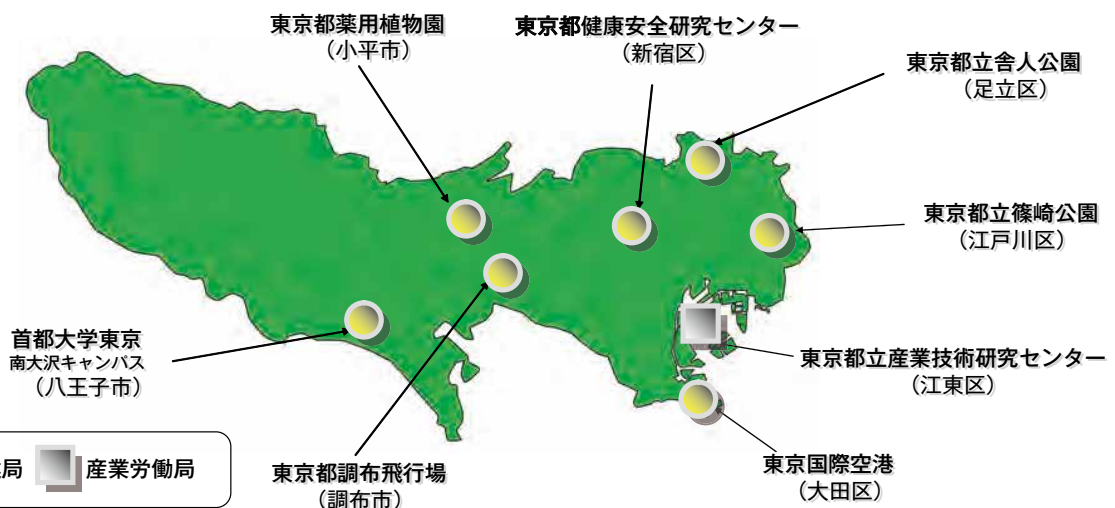
花粉症発症の予防や症状の軽減に役立てるため、スギ、ヒノキなどの花粉について飛散開始日や飛散数を予測・公表するとともに、花粉自動測定・予報システム（とうきょう花粉ネット）により、地域的・時間的によりきめ細かく迅速な花粉飛散予報を提供しています。

放射能測定体制及び情報発信の推進

空間放射線量の測定

都内8か所に設置したモニタリングポストにより、空間放射線量を継続的に測定します。また、測定機器の貸出しや技術的助言により区市町村による測定を支援しています。

モニタリングポストの設置場所



食品等の放射性物質の検査の実施

都内に流通している食品について、都民が日常的に摂取する食品及び子供が継続的に摂取する食品を中心に、モニタリング検査を実施するほか、芝浦と場でと畜した牛肉の全頭検査を行っています。

情報発信の推進

放射能に関する測定・検査結果について随時ホームページで公表しています。また、外国人の方向けに英語版での情報提供をしています。

衛生的な環境の確保

多くの人が利用する興行場、旅館、公衆浴場等の営業施設や水道施設等の衛生確保のため監視指導などを行っています。

営業施設の衛生確保

理容所、美容所、クリーニング所、興行場（映画館、劇場など）、旅館、公衆浴場、プールなどの許可のほか、立入検査などの監視・指導を行っています。

特定建築物の衛生確保

事務所や店舗等の用途で一定規模以上の建築物について、空気環境、給排水管理などの監視・指導を行っています。

温泉利用の許可・監視指導等

温泉を利用する施設の許可や監視・指導を行っています。また、温泉成分分析を行う機関の登録や監視・指導を行っています。

飲料水の安全

水道施設などの監視指導や水質検査を行い、飲料水の安全を確保しています。また、簡易水道事業者などに対して、技術的・財政的支援を行っています。

ねずみ・衛生害虫等の相談・指導

ねずみ・衛生害虫等の被害を未然に防ぐため、適切な駆除方法等を普及啓発するとともに、都民からの相談に対応しています。

レジオネラ症の防止対策

公衆浴場、旅館、プール、社会福祉施設を対象に利用者への感染を防止するため、循環浴槽等の衛生管理について監視・指導や助言を行っています。

動物の愛護と管理

近年、犬や猫の他にも、様々な動物が飼育されるよ

うになりました。一方で、飼育モラルの欠如による近隣への迷惑行為や動物取扱業での不適切な管理などペット動物に関する問題も生じています。また、人と動物の関係がより密接なものとなり、狂犬病、鳥インフルエンザなどの動物由来感染症の予防も一層重要となっています。

都では、平成26年3月、東京都動物愛護管理推進計画（ハルスプラン※）を改定し、適正飼育の推進、事業者等への監視指導の強化、致死処分数減少を目指した取組の推進、災害対策等への的確な対応など人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して、施策の着実な推進を図っています。

※「ハルスプラン」の「ハルス」とは、「人と動物との調和のとれた共生」(Human and Animal Live Together in Harmony)の各頭文字から「HALTH (ハルス)」としたものです。

動物の引取数減少・譲渡拡大 一部新規

動物の殺処分ゼロに向けて、動物の適正飼養・終生飼養の普及啓発、区市町村における飼い主のいない猫対策の取組支援、譲渡事業PRイベント、動物譲渡推進・支援サイトの開設及びボランティア団体等と連携した離乳前子猫の育成・譲渡等の様々な取組を行っています。

動物愛護推進員

地域において、動物愛護や適正飼養についての普及啓発や助言、支援を行います。平成28年12月1日現在で、303名の動物愛護推進員を委嘱しています。

動物取扱業の規制

動物の販売、保管、訓練、展示など動物取扱業の登録や監視指導を行っています。平成25年9月に動物の愛護及び管理に関する法律が改正施行され、動物の対面販売の義務付けや幼齢の犬猫の取扱い等について規制が強化されました。

危険な動物の飼養規制

ライオン、わし、わになどの危険な動物（特定動物）についての飼養保管許可や飼養施設基準に基づく指導などを行っています。また、危害の発生防止のため、施設の立入調査による監視指導を行っています。

動物由来感染症

狂犬病や鳥インフルエンザなどの動物由来感染症の人への感染防止のため、調査研究を行い、予防対策を講じるとともに、発生時に迅速な対応ができるよう、体制を整備しています。

災害時の動物救護

危害防止及び動物愛護の観点から、避難所等での動物の受入や動物救護活動が速やかに行えるよう、区市

町村や都獣医師会等関係団体との協力体制を整備しています。また、区市町村が行う動物一時避難所整備、フード・ケージの備蓄、応急処置備品、飼い主を対象とした普及啓発等に対し、支援を行っています。

動物愛護相談センター

都における動物行政の拠点として、飼い主不明の犬の保護・収容、犬・猫の引取り、返還、譲渡、負傷動物の収容・治療、動物取扱業の登録・監視指導、特定動物の飼養保管許可、動物由来感染症対策などを行っています。



負傷動物の治療

(8) 広域的自治体としての役割

行政の担うべき役割は、福祉・保健・医療サービスを直接提供することから、地域の現状やニーズを把握し、地域の特性等に応じた政策により、多様な提供主体から構成される地域のサービス提供システム全体を調整することへと変化しています。これを踏まえて東京都は、都全体を視野に入れた「広域的なシステム全体の調整者」として、サービスの提供を直接に担う人材や地域の多様な活動主体に対して、財政面や技術面からの支援、新たな仕組みづくり、指導検査等、様々な形で働きかけ等を行い、都全域における「ニーズとサービス提供の調和」を総合的に図っていきます。

区市町村の主体的な施策展開の支援

区市町村が地域特有のニーズを捉え、地域の多様な社会資源を活用して施策を展開できるよう、広域的・専門的な視点から、区市町村の施策展開を支援していきます。

福祉保健区市町村包括補助事業（都の包括補助制度）

区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして実施する福祉・保健・医療サービスの各分野における事業を支援しています。

サービスの信頼確保と質の向上への取組

多様な事業者・医療機関等が提供するサービスの中から、利用者・患者が安心してサービスを選択し利用するためには、サービス内容の情報提供や相談機能、契約締結支援、サービス評価・苦情対応などの支援が必要です。東京都は、関係各法に基づき、迅速・的確に権限を行使することにより、適正なサービス提供を促すとともに、サービスの質の一層の向上に向けた取組を推進しています。

社会福祉法人の認可・運営指導

都内に主たる事務所を置く社会福祉法人の設立認可等は、社会福祉法人が一つの区市の区域内で事業を実施する場合は区（市）長が行い、複数の都道府県又は複数の区市あるいは町村の区域で事業を行う場合は都知事、事業を実施する区域が2以上の地方厚生局にわたり、かつ、全国を単位として事業が行われる等の場合は、厚生労働大臣が行っています。

また、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人の経営改善及び悪質な法令違反を行う法人の解消に向けた対策を講じ、法人運営の適正化を図っています。

社会福祉法人・施設等に対する指導検査

国、区市町村、関係機関と連携を図りつつ、事業者が法令を遵守し、適正なサービスを提供することはもとより、事業者を育成し、サービスの質が更に向上するように、指導検査を行っています。多様な検査手法の活用などにより、多くの事業者を対象として効果的か

つ効率的に実施するとともに、不正や不適切な事例には迅速に対応を図っています。

指定市町村事務受託法人

公益財団法人東京都福祉保健財団が、介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人として、区市町村が行う実地指導の一部を担っています。

この受託法人の稼働により、区市町村では実地指導の体制整備・強化を、都ではより重点的かつ効果的な指導検査への取組を図っています。

福祉情報総合ネットワーク （とうきょう福祉ナビゲーション）

福祉サービスの利用者が自分のニーズにあったサービスを選ぶことができるよう、選択に必要な情報を提供する仕組みです。

ネットワークでは、高齢者、障害者、子供家庭など各分野について、サービス提供事業者やサービス内容及びサービス評価に関する情報などを提供しています。また、必要な情報を簡単に探すことができるよう「東京の福祉オールガイド」というガイドページを整備しています。ホームページの作成に当たっては、だれもが情報を入手できるようユニバーサルデザインに配慮するとともに、FAXなどの様々な方法で情報提供を行っています。

民間社会福祉施設サービス推進費補助

民間社会福祉施設の創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民ニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を図っています。

○民間社会福祉施設に対する「第三者評価の受審」と「経営情報公開」の義務化

利用者サービスの更なる向上を促進するとともに、施設運営の透明性を確保するため、下記の事項をサービス推進費の全額補助の要件としています。

- 1 都独自の第三者評価を少なくとも3年に1度は必ず受審し、結果を公表（受審しない年は、「利用者に対する調査」を実施）
- 2 施設の財務情報等（収入・支出、サービス推進費の状況等）を毎年度公表

福祉サービス第三者評価制度

都における福祉サービス第三者評価制度は、専門的な知識を持つ中立的な第三者である多様な評価機関が、事業者と契約を締結し、サービスの内容、組織のマネジメントの力等の評価を行い、その結果を公表する仕組みです。

利用者は、評価結果情報を活用して事業者やサービスを比較し、選択することができます。また、事業者も自らのサービスのレベルや事業経営の課題などを把握し、改善に着手することが期待できます。

都では、公益財団法人東京都福祉保健財団に「東京都福祉サービス評価推進機構」を設置し、平成15年度から福祉サービス第三者評価を本格実施しています。平成29年度も引き続き、評価制度の更なる普及、定着を図っていきます。

福祉サービス総合支援事業

福祉サービスの利用者などに対する支援を、住民に身近な区市町村が総合的・一体的に実施するため、①福祉サービス利用に際しての苦情、判断能力が不十分な人々の権利擁護相談、成年後見制度の利用相談に一体的に対応、②判断能力が不十分な人々、要支援・要介護高齢者、身体障害者に対する福祉サービス利用援助、③苦情や権利擁護相談に対応する第三者機関などの設置の補助を行います。

○苦情対応の仕組み

福祉サービス利用者からの苦情は、相談者にとって身近で、事業者とも調整しやすい区市町村が中心となり、関係機関と連携をとりながら対応しています。また、東京都社会福祉協議会に設置されている福祉サービス運営適正化委員会でも相談に応じています。

成年後見活用あんしん生活創造事業

認知症や知的障害・精神障害などにより判断能力が十分でない人々が地域で安心して暮らすためには、福祉サービスの利用や財産管理などをサポートする「成年後見制度」の活用が重要です。制度の積極的な活用を図るため、区市町村における「成年後見制度推進機関」の設置・運営などを支援するとともに、都も制度の普及・促進に取り組んでいます。

新しい時代に合わせた都立施設改革

都立施設は、民間によるサービス提供が不十分な時代には、先駆的に都民のニーズに応えるなど、重要な役割を果たしてきました。しかし、多様なニーズに対応したサービス提供や柔軟・効率的な運営を行う民間事業者等の参入が進む中、その在り方について、見直しを進めていきます。

都立施設改革

利用者本位のサービス提供を更に進めるため、「民間でできることは、民間にゆだねる」ことを基本に、民間移譲等の都立施設の改革を進めてきました。

地域社会における共生の実現や家庭的養護の推進など、施設の役割の変化に対応するため、今後も必要な改革に取り組めます。

(9) 災害に備えた体制の充実・強化

東日本大震災における被災地での対応や都内で起きた事象、また、今後の首都直下型地震の際に都内で想定される事態を踏まえ、それに適切に対応できるよう対策を進めます。

社会福祉施設・医療施設等の耐震化の促進・機能の確保

社会福祉施設等の耐震化の推進

社会福祉施設等は、高齢者や障害者、子供など自力での避難が難しい方が多く利用する施設であるとともに、その一部は地震発生時に被災者の受入機能を果たすことから、利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化経費の補助を実施するとともに、施設に対して積極的な働きかけを行い、耐震化を促進します。

社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業

耐震化が必要な施設を個別訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣などきめ細やかな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。

児童福祉施設等耐震化促進事業（土地賃料）

耐震化に向けた改修及び改築に際して必要となる仮設施設の土地の賃借料に補助を行い、保育所等の耐震化を一層強力に推進します。

保育施設の非構造部材耐震対策支援事業

保育施設の非構造部材の耐震化にかかる経費を補助することにより、子供の安全確保のための取組を促進します。

災害医療の充実

大地震等が発生した場合には、的確な被害情報を速やかに把握し、迅速かつ適切な医療救護活動を行えるよう、体制を整備しています。

医療救護活動と災害用医療品などの備蓄

災害拠点病院の整備

災害医療派遣チーム（東京 DMAT）の整備

災害医療協議会

地域災害医療連携会議

災害医療コーディネーターの配置

被災者への支援

東京都では、区市町村や医療機関と連携した予防・応急対策や復旧を行うため、全庁的な地域防災計画、東京の防災プランなどを策定するとともに、各局においても活動マニュアルを整備するなど、災害に対して迅速に対応できる体制整備に努めています。

災害救助用物資の備蓄・提供

被災者への生活支援

福祉保健局職員による災害対策

災害時要配慮者対策の推進

在宅人工呼吸器使用者への支援

○在宅人工呼吸器使用者災害時支援

災害時要配慮者のうち、在宅人工呼吸器使用者について、その緊急性・特殊性に鑑み、本人・家族及び支援に関わる者が災害への備え及び災害発生時の適切な対応を行えるよう、要配慮者支援体制整備の実施主体である区市町村が、事前に災害時の個別計画を作成することを支援します。

○在宅人工呼吸器使用者療養支援事業

在宅人工呼吸器使用者の停電時等の安全を図るため、災害時の個別計画に基づき区市町村が行う予備電源等の確保を支援します。

○人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業

3 東京都福祉保健局の組織

部	課	主な業務	
総務部	総務課	局の庶務、議会、文書、広報広聴、調査・統計	
	企画政策課	局の企画調整、監理団体に係る調整、区市町村との連絡調整	
	計理課	予算・決算・会計	
	契約管財課	局の契約、財産及び物品の管理、工事、監査	
	職員課	局の人事、組織、定数、福利厚生、研修	
指導監査部	指導調整課	指導検査の総合調整、社会福祉法人設立認可	
	指導第一課	介護保険事業者及び障害福祉サービス事業者等への指導検査	
	指導第二課	保護施設及び宿泊所、児童養護施設、保育所等への指導検査	
	指導第三課	保険医療機関及び保険薬局等への指導検査	
医療政策部	医療政策課	医療政策の企画調整、医療改革の推進、地域医療対策、がん医療対策	監察医務院・看護専門学校(7)
	救急災害医療課	救急医療、災害医療、小児救急医療、周産期医療、へき地医療	
	医療安全課	医療施設等許認可・監視指導、患者の声相談窓口	
	医療人材課	医療従事者確保対策、免許、医療社会事業	
保健政策部	保健政策課	保健政策の企画調整、保健所事務事業の調整・管理、自殺総合対策	保健所(6、出張所4、支所2)
	健康推進課	健康づくりの推進、成人保健対策、健康増進事業、がん予防、地域がん登録・全国がん登録、保健栄養事業・栄養士免許	
	疾病対策課	難病対策、被爆者援護、臓器移植・献血対策	
	医療助成課	医療費助成	
	国民健康保険課	国保事業及び後期高齢者医療制度の財政、区市町村・国保組合・後期高齢者医療広域連合等指導、審査会	
生活福祉部	計画課	生活福祉の企画調整、旧軍人等の恩給	西多摩福祉事務所
	保護課	生活保護、保護施設及び宿泊所の運営指導、保護の実施機関への指導検査	
	生活支援課	低所得者の福祉対策、路上生活者対策、中国帰国者対策、山谷対策	
	地域福祉推進課	福祉人材対策、福祉のまちづくり、民生・児童委員、権利擁護	
高齢社会対策部	計画課	高齢者施策の企画調整、高齢者保健福祉計画の策定	ナーシングホーム(1)
	介護保険課	介護保険に係る財政、区市町村指導、審査会、事業者指定	
	在宅支援課	高齢者の在宅福祉、認知症高齢者への支援	
	施設支援課	施設事業者の運営指導、介護老人福祉施設等の整備費補助 ナーシングホームなど都立高齢者施設等の管理・運営、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの運営支援	
少子社会対策部	計画課	子供・家庭・女性施策の企画調整、子供・子育て支援総合計画	児童相談センター・児童相談所(10)・児童自立支援施設(2)・女性相談センター(1、支所1)
	家庭支援課	子育て支援事業、児童相談所の企画・調整等、小児慢性特定疾病等医療費助成、母子保健事業	
	育成支援課	ひとり親家庭の支援、女性福祉施策、社会的養護、児童に関する手当	
	保育支援課	保育対策	

部	課	主な業務	
障害者施策推進部	計画課	障害者施策の企画調整、障害者計画の策定、障害者の社会参加推進	
	地域生活支援課	障害者の在宅福祉、障害者の就労支援	
	施設サービス支援課	施設事業者の運営指導、都立障害者施設の運営、重症心身障害児（者）施策の企画立案	
	精神保健医療課	精神障害者の保健医療、発達障害・高次脳機能障害等支援体制の整備	
健康安全部	健康安全課	健康安全対策の企画調整	
	食品監視課	食品の規格・基準、食中毒対策	
	薬務課	薬事関係免許、薬物乱用防止対策、医薬品等の製造販売承認、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に基づく監視指導、医薬品等の広告の適正化	
	環境保健衛生課	環境に係る健康影響対策、アレルギー・花粉症対策、環境衛生施設の衛生対策、動物愛護管理、動物由来感染症対策、貯水槽水道対策、水道事業の監督・支援	
	感染症対策課	感染症・結核・エイズ等の予防対策	
		心身障害者福祉センター（1、支所1）・障害者福祉会館・療育医療センター（1、分園2）・療育園・療育センター・総合精神保健福祉センター（2）・精神保健福祉センター	
		健康安全研究センター（1）・市場衛生検査所（1、出張所2）・食肉衛生検査所（1）・動物愛護相談センター（1、支所1、出張所1）	

●その他、本誌の内容に関するお問い合わせは

東京都福祉保健局総務部総務課広報担当 電話 03-5320-4032（直通）／03-5321-1111（都庁代表）32-141（内線）FAX 03-5388-1449

●これらの翻訳は、元の日本語版の理解への援助への参考資料だけとして、使用してください。より詳細な情報を知りたいならば、元の日本語版の冊子を参照してください。